農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

磐田市

目 次

- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率 的かつ安定的な農業経営の指標
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地 の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
- 第7 その他

別紙

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 磐田市は静岡県の西部に位置し、北東部一帯は山林地帯で台地とその台地を囲みながら南部に開けた平坦地を有する温暖な気候に恵まれた自然条件に加え、蓄積された農業技術を活かして、水稲、茶、温室メロン、白ネギ、海老芋等を中心とした特色ある農業生産を行ってきた。

しかしながら、近年の農業を取り巻く情勢は生活様式の変化や輸入農産物の増加、産地間競争の激化、農業者の高齢化、担い手の不足、荒廃農地化の進行等たいへん厳しい状況となっている。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い農産物の価格が大きく影響を受けるとともに、食 に関する消費者や流通事業者等の行動様式やビジネスモデルが大きく変容した。

このような状況のなか、本市の農業生産水準を維持発展させていくためには、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するとともに、マーケットの変化に対応できる農業経営者の育成、次世代型農業やスマート農業化、積極的な取り組みを行う農業者への支援等、生産性の高い高品質な農業を確立することが重要である。

今後は、磐田の特色を持った海老芋や白ネギ等の高収益性の作目を、担い手を中心に導入して産地化をより推進するとともに、水田や茶園を経営する農家が、他作物との複合経営を進め、経営の安定化を図ることができる環境の整備を目指す。さらに農用地の集積・集約化や荒廃農地の再生利用、6次産業化の促進等により、活力ある農業生産構造への一層の強化を進める。

また、農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 磐田市の農業構造については農業者の高齢化、農家戸数の減少によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化してきた。こうした中で、近年は機械更新時や世代交代を契機として、徐々に農地の流動化が進んできた。その中で、経営意識の高い農業者も生まれ始め、新しい担い手による積極的な規模拡大も始まっている。

一方、農業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の荒廃化が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。土地利用型農業の大規模経営体が誕生するなかで、効率的な農業に適さない農地も明確となり、多様な農業の推進が新たな課題となっている。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や積極的な取り組みへの支援等を実施する。

3 具体的な経営の指標は、磐田市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとする。

また、農業就業構造の変化の中で、雇用により労働力を確保し、独自の経営戦略に基づき農業経営を展開する「ビジネス経営体」を育成するため、認定農業者の経営改善支援、さらには農業経営の法人化及び6次産業化等による経営発展を目指す経営体を支援し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

効率的かつ安定的な農業経営の目標

年間総労働時間:主たる従事者1人当たり1,800時間~2,000時間

年間農業所得 : 1経営体当たりおおむね800万円程度

(主たる従事者1人あたりおおむね400万円程度)

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の対象を、新規学卒就農者、UIJターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広くとらえ、就農に関する情報の発信、就農相談、経営技術習得研修や就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下、「地域計画」という。)に農業を担う者として位置づけ、地域における新たな担い手として育成し、将来的には持続可能な農業経営体へと誘導していく。

新たに農業経営を営もうとする青年等の年間労働時間は、他産業従事者と均衡する水準を確保しつ つ、年間農業所得は農業経営開始から5年後には生計が成り立つ程度を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

年間総労働時間:主たる従事者1人当たり1,800時間~2,000時間

年間農業所得 : 1経営体当たりおおむね300万円程度

この目標を達成するため、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者(青年等就農計画が認定された者)への支援制度の活用を促すとともに次の施策を行う。

- ・経営力及び栽培技術のある新規就農者を育成するため、人材育成に実績のある農地所有適格法人や現 役生産者のもとで研修し、就農するための事業を実施する。
- ・新規に就農する人を支援するため、遠州中央農業協同組合と連携のもと、農地及び農業用機械の情報 を収集し提供する。
- 5 磐田市は将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを総合的に支援する。

また、磐田市は、遠州中央農業協同組合、農業委員会、農林事務所等との連携の下で、地域が抱える人と農地の問題を解決するため、人・農地プラン(地域計画)をもとに地域ごとに今後の地域の中心となる経営体と農地集積方法及び今後の地域農業の在り方等について話し合いを行い、促進する。

これらを実現するため、併せて次のとおり推進する。

- ・新たに農業経営を営もうとする青年や望ましい経営を目指す農業者、その集団及びこれら周辺農家に対して、農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、 各々の青年等就農計画や農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- ・農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、意向把握を行い、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図(以下「目標地図」という。)に担い手として位置づけ、地域計画を策定する。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業等の積極的な活用を図り、担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進めるものとする。これらの農地の流動化に関しては、竜洋東地区等の農用地利用調整協議会で行われている集団的土地利用を範としつつ、各地域において、担い手が将来の地域農業について協議することを促進し、担い手に農用地が利用集積されるよう努める。
- ・人・農地プラン(地域計画)を実行するうえで、担い手及び地権者が、今後の農用地のあり方に関する課題解決に向けて意欲を持つ集落において、地域での話し合いを実施する。地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう合意形成を促進する。
- ・遠州中央農業協同組合と連携を密にすることで、農作業受委託を促進する。これにより、農作業の効率化と農地貸借による経営面積の規模拡大を一体として促進し、意欲的な農業者の経営規模拡大に資するよう努める。
- ・施設園芸においても遠州中央農業協同組合等と連携し、高収益な作目の担い手の育成を推進する。
- ・市内の農業経営や地域活性化の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を推進するとともに、集落営農の組織化・法人化及び人・農地プラン(地域計画)の実行に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な農業経営への参加を促進する。
- ・法第12条の農業経営改善計画及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度 を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用もこれら認定農業 者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に 実施されるよう努めることとし、磐田市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制 度の積極的活用を図るものとする。
- ・農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。
- 6 現状、市内の畑の多くは零細、高齢農業者が担っており、このままでは荒廃農地の増加が懸念される。その対策としては、経営能力のある新規就農者を育成するとともに担い手農業者の経営力を高めることにより、農地の面的集積を促進する。担い手が確保できない地域では、区域外から担い手農業者や市内外からも農地所有適格法人等の参入を促進する。

併せて、狭小農地等の荒廃農地化防止のため、半農半X希望者への支援等、具体的な方策の検討を

進める。

- 7 磐田市は、農業委員会、遠州中央農業協同組合、農林事務所と協力して、認定農業者及び認定新規 就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、研修会、支援制度等、各種農業 関連の情報提供を行う。
- 8 農業分野の諸課題を解決するため、静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部や農業団体等で 構成する「未来の農林業連携懇話会」を推進する。
- 9 近年相次いでいる自然災害による収量減や市場価格の下落等に対する農業者の備えを万全にする ため、農業保険等の加入を促進する。また、農業の事業継続に影響を与えるようなリスクに冷静に対 処し、被害を最小限にすることができるようBCP (事業継続計画)の策定を推進する。
- 10 国の定める「みどりの食料システム戦略」のもと、ドローンを活用したスマート農業の導入等による持続的生産体制の構築と生産力の向上の両立を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率 的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に磐田市及 び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、磐田市における主要な営農類型についてこれを 示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営 農	経 営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者の
類型	規模		方法	態様等
水稲	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
+		・高速側条施肥田植機(8条)1台		
小 麦	水稲=12ha	・ロータリー (2.2.m)	・経営と家計分離	•農繁期の臨時雇用
+	小麦= 8ha	・コンバイン(5条) 1台		者の確保
作業受託	作業受託=5ha	・トラクター (60PS) 1 台	・青色申告の実施	
		・循環型乾燥機 (25 石) 4 台		作業のマニュアル
	〈経営面積等〉	・籾摺機(5インチ) 1台	• 気象、病害虫情報	化と実施
		乗用管理機 1 台	の活用	
	25 h a	・育苗ハウス		
		• 作業所、乾燥調整施設	・作業日誌の記帳	
		・シーダー 1台		
			・GAP の実践	
		〈その他〉		
		・水稲―小麦の2年1巡ブロックローテーション		
		・品種の組み合せによる作期分散		
		・早期コシヒカリ栽培		
		・基肥-発肥料の使用		
		・環境保全型技術の導入		
	i		1	1

営農	経営	生 産 方 式		経営管理の	農業従事者の
類型	規模			方法	態様等
水 稲	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		・複式簿記の記帳	・休日制の導入
+		・高速側条施肥田植機(6条)	1台		
作業受託	水稲=7 h a	・ロータリー (1.8m)		・青色申告の実施	・農繁期における臨
+	作業受託	・コンバイン (4条)	1台		時雇用者の確保
シロネギ	= 8 h a	・トラクター (50PS)	1台	・気象、病害虫情報	
	シロネギ	• 循環型乾燥機 (20 石)	2台	の活用	作業のマニュアル
	=1.2h a	・籾摺機 (3 インチ)	1台		化と実施
		• 乗用管理機	1台	・作業日誌の記録	
	〈経営面積等〉	・作業所、育苗ハウス			
		・トラック	1台	・GAP の実践	
	16.2h a	・小型管理機(6PS)	1台		
		・運搬機(5PS)	1台		
		•動力噴霧機(6PS)	1台		
		〈その他〉			
		・品種の組み合せによる作期	分散		
		・早期コシヒカリ栽培			
		・基肥-発肥料の使用			
		・環境保全型技術の導入			

営 農	経 営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者の
類 型	規模		方法	態様等
トマト	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	休日制の導入
		・鉄骨硬質フィルムハウス1,000 ㎡ 8棟		
	トマト	・養液栽培システム	・経営と家計分離	・収穫調整を中心に
	=0.8h a	・ヒートポンプ		した雇用者の確
		動力噴霧機 2台	・ 青色申告の実施	保
		軽トラック		
	〈経営面積等〉	• 暖房機 8 台	・市況情報の活用	作業のマニュアル
		・フォークリフト(1t)		化と実施
	0.8h a	・複合環境制御装置 1台	・作業日誌の記帳	
		• 作業舎		
			作目の適正組み合	
		〈その他〉	わせ確立	
		・雇用労力の有効活用		
		・総合的病害虫・雑草管理 (IPM)	· GAP 認証取得	
		の導入		

営農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者の
類型	規模		方法	態様等
イチゴ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
+		・ビニールハウス 3,000 ㎡		
水稲	イチゴ	・ビニールハウス(育苗) 1,000 ㎡	・経営と家計分離	・収穫調整を中心に
	=0.3 h a	・動力噴霧機(6PS) 1台		した雇用者の確
	水稲=5.5h a	・軽トラック 1台	・青色申告の実施	保
		・予冷庫 1台		
		・暖房機 3台	・市況情報の活用	
		・炭酸ガス発生装置 3台		
	〈経営面積等〉	・高設栽培装置	・作業日誌の記帳	
		・小型ポット育苗システム		
	5.8h a	・電照設備、動力噴霧機	• 計画的生産出荷	
		・高速側条施肥田植機(4条)1台		
		・ロータリー (1.7m)		
		・コンバイン(2条) 1台		
		・トラクター (30PS) 1台		
		循環型乾燥機(20石) 2台		
		・籾摺機(3インチ) 1台		
		・作業所、育苗ハウス		
		〈その他〉		
		・小型ポット育苗による省力・早		
		期栽培		
		・高設栽培による収穫期間の延長		
		・変温管理、補助電照による草勢		
		維持		
		・雇用労力の有効活用		
		・総合的病害虫・雑草管理 (IPM)		
		の導入		

営農	経営	生 産 方 式		経営管理の	農業従事者の
類型	規模			方法	態様等
温室	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		・複式簿記の記帳	・休日制の導入
メロン		・超低コスト耐候性温室	3棟		
	温室メロン	・温室環境制御システム	1式	・経営と家計分離	・収穫調整を中心に
	=0.9 h a	・育苗温室	1棟		した雇用者の確
	0.2h a×4.5作	・蒸気消毒機及び配管	1式	・青色申告の実施	保
		温湯(木質ペレット)ボイ	ラー		
			1基	・市況情報の活用	
		・ヒートポンプ			
	〈経営面積等〉	• 冷房機	1式	・作業日誌の記帳	
		・自動畝立て機	1台		
	0.2h a	・ 炭酸ガス発生装置他	1式	・作目の適正組み合	
				わせ確立	
		〈その他〉			
		自動畝立て(ウネラック使用)		・GAP 認証取得	
		・温室環境整備制御システム和	利用		
		・労働力の有効活用			
		・石油代替機器の導入			
		・環境保全型技術の導入			
	J				

営 農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者の
類型	規模		方法	態様等
温室	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・ 複式簿記の記帳	・休日制の導入
メロン		・超低コスト耐候性温室 3棟		
+	メロン	・温室環境制御システム 1式	・経営と家計分離	・収穫調整を中心に
水稲	=0.675 h a	・育苗温室 1 棟		した雇用者の確
	0.15h a×4.5作	・蒸気消毒機及び配管 1式	・ 青色申告の実施	保
		・温湯(木質ペレット)ボイラー		
	水稲	1基	・市況情報の活用	
	=3.8 h a	・ヒートポンプ		
		・冷房機1式	・作業日誌の記帳	
	〈経営面積等〉	・自動畝立て機 1台		
		・炭酸ガス発生装置他 1式	・作目の適正組み合	
	3.95 h a	・高速側条施肥田植機(4条)1台	わせ確立	
		・ロータリー (1.7m) 1 台		
		・コンバイン(2条) 1台		
		・トラクター (30PS) 1台		
		循環型乾燥機(20石) 2台		
		・籾摺機(3インチ) 1台		
		・作業所、育苗ハウス		
		〈その他〉		
		・自動畝立て(ウネラック使用)		
		・温室環境整備制御システム利用		
		・水稲は・品種の組み合せによる		
		作期分散		
		・早期コシヒカリ栽培		
		・基肥-発肥料の使用		
		・労働力の有効活用		
		・石油代替機器の導入		
		・環境保全型技術の導入		

営農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者の
類型	規模		方法	態様等
中国野菜	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
		・ビニールハウス 5,000 ㎡		
	チンゲンサイ	• 自動換気、自動潅水設備	・経営と家計分離	・収穫調整に年間雇
	=4.5 h a	・ロータリー(1.6m) 1台		用の確保
	(0.5ha×9作)	・トラクター(24PS) 1台	・青色申告の実施	
		普通トラック		
	〈経営面積等〉	・動力噴霧機(6PS) 1台	・ 市況情報の活用	
	0.5ha	〈その他〉	・作業日誌の記帳	
		・セル成型苗の購入		
		・夏期の安定生産・品質向上	· 計画的生産出荷	
		・雇用労力による調整作業の実施		
		・環境保全型技術の導入	• GAP 認証取得	

営農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者の
類型	 規 模		方法	態様等
<i></i>	7,2		2 2 12 7	
中国野菜	 〈作付面積等〉	 〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	休日制の導入
+	(1113 = 12/37	・ビニールハウス 3,000 m ²		
水 稲	チンゲンサイ	 ・自動換気、自動潅水設備	・経営と家計分離	・収穫調整に年間雇
73.	= 2.7 h a	・ロータリー(1.6m) 1台		用の確保
	(0.3ha×9作)	・トラクター(24PS) 1台	・青色申告の実施	
		- ・普通トラック		
	 水稲=5.5h a	・予冷庫他 2坪	・市況情報の活用	
		 ・動力噴霧機(6PS) 1 台		
		・高速側条施肥田植機(4条)1台	・作業日誌の記帳	
		・ロータリー (1.7m) 1台		
	 〈経営面積等〉	・コンバイン (2条) 1台	• 計画的生産出荷	
		・トラクター (30PS) 1台		
	5.8h a	循環型乾燥機(20石) 2台		
		・籾摺機 (3 インチ) 1 台		
		・作業所、育苗ハウス		
		〈その他〉		
		・チンゲンサイは、セル成型苗の購		
		入		
		- - 夏期遮光資材の利用		
		・夏期の安定生産・品質向上		
		・雇用労力による調整作業の実施		
		 ・水稲は、早期コシヒカリ栽培		
		 ・基肥-発肥料の使用		

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事者の態様等
双 土	//L 1/X		7712	小阪水社
中国野菜	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
+	オンスはいま え	・ビニールハウス 3,000 m²	你此上点引八班	
シロネギ	チンゲンサイ	・自動換気、自動潅水設備	・経営と家計分離	・収穫調整に年
	=2.7 h a	・ロータリー(1.6m) 1台		間雇用者の確
	(0.3ha×9作)	・トラクター(24PS) 1台	・青色申告の実施	保
		・普通トラック		
	シロネギ=2ha	・予冷庫他 2坪	・契約販売の実施	
		•動力噴霧機(6PS) 1台		
		・トラクター (23PS) 1台	・市況情報の活用	
		・トラック 1台		
	〈経営面積等〉	・小型管理機(6PS) 1台	・作業日誌の記帳	
		・運搬機(5PS) 1台		
	2.3h a		• 計画的生産出荷	
		〈その他〉		
		・チンゲンサイは、セル成型苗の購		
		入		
		夏期遮光資材の利用		
		・夏期の安定生産・品質向上		
		・雇用労力による調整作業の実施		
		・白葱は、農協育苗センター利用、		
		定植及び収穫機械利用、調整は		
		集出荷センター活用		

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事者 の態様等
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	//汇 //夹		714	○ 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
シロネギ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・トラクター(23PS) 1 台	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
	シロネギ=3ha	 ・動力噴霧機(6PS) 1台	・青色申告の実施	
\1. III	水稲=6.5h a	・トラック 1台	17 12 1 11 15 70,78	
	7, THE 0. 0.11 C	 ・小型管理機(6PS) 1台	• 気象、病害虫情報	
		・運搬機(5PS) 1台	の活用	
		 ・高速側条施肥田植機(4 条) 1 台		
	 〈経営面積等〉	・ロータリー (1.7m) 1台	・市況情報の活用	
		 ・コンバイン (2条) 1台		
	9.5h a	・トラクター (30PS) 1台	・ブランド化推進	
		 ・循環型乾燥機(20 石) 2 台		
		 ・籾摺機(3 インチ) 1 台	・作業日誌の記帳	
		・作業所、育苗ハウス		
			・作型の適正組み合	
		〈その他〉	わせの確立	
		・白葱は、農協育苗センター利用、		
		定植及び収穫機械利用、調整は		
		集出荷センター活用		
		・水稲は、早期コシヒカリ栽培		
		・基肥-発肥料の使用		
		・環境保全型技術の導入		

営 農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
シロネギ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・トラクター (23PS) 1 台	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
エビイモ	シロネギ =3.2h a	・動力噴霧機(6PS) 1台・トラック 1台	・青色申告の実施	
	エビイモ =0.6h a	 ・小型管理機(6PS) 1台 ・運搬機(5PS) 1台 ・ハウス 50 ㎡ 	・気象、病害虫情報 の活用	
		・潅水ポンプ 3台	・ブランド化推進	
	〈経営面積等〉	〈その他〉 ・白葱は、農協育苗センター利用、	・作業日誌の記帳	
	3.8h a	定植及び収穫機械利用、調整は 集出荷センター活用	・作型の適正組み合わせの確立	
			・GAP の実施	

営農	経 営	生産方式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
観葉植物	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
		・ビニールハウス 1,000 ㎡ 6棟		
	観葉ハウス	• 内部被覆設備	・青色申告の実施	・収穫調整を中
	=0.6h a	・灌水設備		心にした雇用者
		・固定ベンチ	・経営と家計分離	の確保
		・蒸気消毒器		
		・用土調整ミキサー	・ 市況情報の活用	・作業のマニュ
	〈経営面積等〉	・ポッティングマシーン		アル化
			・作業日誌の記帳	
	0.6h a	〈その他〉		
		・自家育苗 (一部購入苗を活用)	・作型の適正組み合	
			わせの確立	
			・GAP の実施	
<u> </u>				

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事者 の態様等
及 土	//L - IX		7712	*> \@ \@ 4
施設 切り花	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・硬質プラスチックハウス 5,000 ㎡	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
97 7 16	トルコギキョウ	・内部被覆設備 1式	・青色申告の実施	・定植時期及び
	= 0.5 h a	・ 潅水設備 1式	月巳午日の天旭	収穫時期を中
	-0.511 a	・温風暖房機 3 台	・経営と家計分離	心にした雇用
		・蒸気消毒機 1式	配置と参りの開	者の確保
		・環境モニタリング装置 1式	・ブランド化推進	100個体
	〈経営面積等〉	・ ・ ・ 冷蔵庫他 1式		
	(性 呂 田 慎 寺/	1八	・市況情報の活用	
	0.5ha	〈その他〉	• 印优情報の活用	
		 ・トルコギキョウは、育苗技術の習得 ・出荷調整の共同化等 ・11月~翌年5月出荷 ・切り花は、育苗部門の分離(全量発根苗購入) ・周年出荷体系 	・GAP の実施	

営 農 類 型	経 営 規 模	生産方式		経営管理の 方法	農業従事者 の態様等
	790 150			7314	4 > 157 M. (1
施設	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		・複式簿記の記帳	・休日制の導入
鉢物		・硬質フィルムハウス 1,	000 m^2		
	鉢物ハウス	・二軸二層被覆装置	1式	・経営と家計分離	
	=0.6 h a	・ボイルローダー	1台		
		・軽トラック		・ 青色申告の実施	
		・動力噴霧機	1台		
		・温風暖房機	5台	・ブランド化推進	
	〈経営面積等〉	・固定ベンチ	1式		
		・液肥混入機	1台	・市況情報の活用	
	0.6h a	・播種機	1台		
		・ベルトクラッシャー	1台		
		・ポット土詰め機	1式		
		〈その他〉			
		・自家育苗			

営農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
緑化樹	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・パワーショベル 1 台	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
	緑化樹=0.9h a	・管理機 ・動力噴霧機 1台	・経営と家計分離	
		・自動鉢土入れ機 1台 ・ビニールハウス (自動灌水) 20 a	・青色申告の実施	
		 作業場兼格納庫 60 m² ・堆肥舎 30 m² 	・市況情報の活用	
	〈経営面積等〉	〈その他〉		
	0.9h a	 ・地中コンテナ、自動鉢土入れ機等 新資材や機械の利用による省力 化 ・キンメツゲ (露地) ・シラカシ (施設) 		

営 農	経 営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
茶(自園自製	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・コンテナ式乗用型摘採機 2台	・複式簿記の記帳	・休日制の導入
自販)	茶 =15 h a	・乗用型防除機 1台	・経営と家計分離	・農繁期の臨時
	(自園自製)	•防霜ファン 3.5ha		雇用者の確保
		•可搬型摘採機 1台	・青色申告の実施	
		・せん枝機 1台		
	(1-2)	・両面据刈機 1台	・気象、病害虫情報	
	〈経営面積等〉	・肥料散布機 1台	の活用	
		• 中耕機 1台		
	15 h a	・歩行型茶園管理機 1式	・作業日誌の記帳	
		・堆肥散布機 1台		
		動力噴霧機 1台	・GAP の認証取得	
		・トラック		
		•納屋、乗用型機械格納庫		
		・製茶機械 90k 1.5L		
		・製茶工場 1棟		
		(その他) ・独自の品種組み合わせによるブランド化 ・品種の組合せによる摘採時期の分散 ・栽培加工技術改善による特色ある茶の生産 ・ECサイトによる小売販売強化		

営農	経営	生 産 方 式		経営管理の	農業従事者
類型	規模			方法	の態様等
茶	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	0 />	• 複式簿記記帳	・休日制の導入
法人経営	-tt- 00.1	・コンテナ式乗用型摘採機	2台	de fe de de començation	alla dada Ucr - met an l
	茶=30 h a	• 乗用型防除機	1台	・青色申告の実施	・農繁期の臨時
	(生葉生産)	• 乗用型管理機	1台		雇用者の確保
		・防霜ファン	20ha	• 気象、病害虫情報	
		• 可搬型摘採機	1台	の活用	・作業のマニュ
	(I-N-1411)	せん枝機	1台		アル化
	〈経営面積等〉	• 両面据刈機	1台	・作業日誌の記帳	
		・肥料散布機	1台		
	30 h a	・中耕機	1台	・ほ場管理システム	
		・深耕機	1台	の確立	
		• 堆肥散布機	1台		
		• 動力噴霧機	1台	・給料による利益配	
		・トラック		分	
		・納屋、乗用型機械格納庫((イキ)		
		・製茶機械 120k 2系列		・GAP 認証取得	
		・製茶工場	1棟		
		(その他) ・独自の品種組み合わせに。 ランド化 ・栽培技術改善による良質茶 ・品種の組合せによる摘採 分散 ・茶工場周辺に茶園を集積	よるブ を生産		

営 農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
茶	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・ 複式簿記の記帳	・休日制の導入
(自園自製兼	茶	・コンテナ式乗用型摘採機 1台		
買葉)	自園自製	・乗用型防除機 1台	・経営と家計分離	・農繁期の臨時
	= 6 h a	・乗用型管理機 1台		雇用者の確保
	茶	・防霜ファン	・青色申告の実施	
	買葉 = 9 h a	・可搬型摘採機 1台		
		・せん枝機 1 台	・気象、病害虫情報	
	〈経営面積等〉	・両面据刈機 1台	の活用	
		・肥料散布機 1台		
	6 h a	・中耕機 1 台	・作業日誌の記帳	
		・深耕機 1 台		
		・堆肥散布機 1台	· GAP 認証取得	
		・動力噴霧機 1台		
		・トラック		
		・納屋、乗用型機械格納庫		
		・製茶機械 90 k 1.5L		
		製茶工場 1棟		
		〈その他〉		
		・茶園の集積		
		・特色のある茶の生産		
		・ECサイトによる小売販売強化		

営農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
茶 (生葉)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・乗用型摘採機 1 台	・青色申告の実施	・休日制の導入
+	茶 =3.0h a	・防霜ファン	• 気象、病害虫情報	・農繁期の臨時
イチゴ	イチゴ=0.2h a	・浅刈機 1台	の活用	雇用者の確保
		中刈機1台		
		• 両面据刈機 2 台	ブランド化推進	
	(経営面積等)	・肥料散布機 1台		
		・動力噴霧機 1台	・作業日誌の記帳	
	3.2h a	・モノラック 2台		
		・トラック	・GAP 認証取得	
		・倉庫兼作業場		
		・ビニールハウス 1,000 m ²		
		・ビニールハウス(育苗) 1,000 ㎡		
		•動力噴霧機(6PS) 1台		
		・軽トラック 1台		
		・予冷庫 1台		
		・暖房機 3台		
		・炭酸ガス発生装置 3台		
		• 高設栽培装置		
		・小型ポット育苗システム		
		・電照設備、動力噴霧器		
		〈その他〉		
		・茶は、共同製茶工場参加		
		・イチゴは高冷地育苗及びポット		
		有曲		
		・小型ポット育苗による省力・早期		
		栽培		
		・高設栽培による収穫時期の延長		
		・変温管理、補助電照等による草勢		
		維持		
		・総合的病害虫・雑草管理(IPM)		
		の導入		
		·/ - / 		

営 農	経 営	生 産 方 式		経営管理の	農業従事者
類 型	規模			方法	の態様等
茶	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		・複式簿記の記帳	・休日制の導入
(自園自製	茶	・コンテナ式乗用型摘採機	1台		
兼買葉)	自園自製	・乗用型防除機	1台	・経営と家計分離	・農繁期の臨時
+	= 6 h a	・乗用型管理機	1台		雇用者の確保
甘藷	茶	・防霜ファン		・青色申告の実施	
	買葉 = 6 h a	・浅刈機	1台		
	甘蕃 = 1 h a	・中刈機	1台	• 気象、病害虫情報	
		・両面据刈機	2台	の活用	
	〈経営面積等〉	・肥料散布機	1台		
		・動力噴霧機	1台	・作業日誌の記帳	
	7 h a	・トラクター (23PS)	1台		
		・トラック	1台	・GAP 認証取得	
		・小型管理機(6PS)	1台		
		・運搬機(5PS)	1台		

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式		経営管理の 方法	農業従事者 の態様等
柿	〈作付面積等〉	 〈資本装備〉		・複式簿記の記帳	休日制の導入
+	 柿= 1 h a	・普通トラック(2 t)	1台		
水稲	│ 水稲=10ha	• スピードスプレーヤ (500 ¦%)	1台	青色申告の実施	
		・動力噴霧器			
		・貯蔵庫・作業場		• 気象、病害虫情報	
	〈経営面積等〉	・トラクター (23PS)	1台	の活用	
		・動力噴霧機(6PS)	1台		
	11 h a	・小型管理機(6PS)	1台	ブランド化推進	
		・運搬機(5PS)	1台		
		・高速側条施肥田植機(4条)	1台	・作業日誌の記帳	
		・ロータリー (1.7m)	1台		
		・コンバイン (2条)	1台		
		・トラクター (30PS)	1台		
		• 循環型乾燥機 (20 石)	2台		
		・籾摺機 (3 インチ)	1台		
		・作業所、育苗ハウス			

営 農 類 型	経営規模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事者 の態様等
規 空	从 1英			り悠休寺
酪 農 (畑地型)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉 ・牛舎 (成牛 500 ㎡)	・複式簿記記帳	・休日制の導入
, ,,	1 乳牛	(育成 87 m²)	・経営と家計分離	・ヘルパー活用
	• 経産牛=60 頭	・堆肥舎. 尿溜. 飼料庫		
	飼料畑=2.5h a	・ パ イプ ラインミルカー (50 ストール、6 ユニット 自動離脱)	・青色申告の実施	
		・バルククーラー (2,000g)	・作業日誌の記帳	
	 〈経営面積等〉	• 飼料混合攪拌機		
		• 自動給餌機		
	2.5h a	・ブームスプレーヤー500 !"		
		・コーンハーベスタ		
		・ トラクター 50PS、マニュアルスプ・レタ゛ー		
		・フロントローダー、ダンプトラック 2 t		
		・ロータリー、播種機等栽培機器 1式		
		〈その他〉		
		・飼料の多回給与		
		・ 乾乳牛の別飼い管理		
		・生産子牛は肉用素牛までに		
		仕上げる		
		・夏作デントコーン、冬作イタリアンライグラス等		
		利用形態はサイレージ		
		・ 圃場用農機具は4戸共同		

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事者 の態様等
<u>類</u> 至	况		万伝	り版体寺
肉牛 (肉専用種	〈作付面積等〉 肉専用種=	〈資本装備〉 ・畜舎 2,000 m ²	・複式簿記記帳	・休日制の導入
肥育)	常時 240 頭	・堆肥舎 800 ㎡ ・倉庫 490 ㎡	・経営と家計分離	・ヘルパー活用
		・堆肥舎. 尿溜. 飼料庫 ・フロントローダー(40PS)	・青色申告の実施	
		・動力噴霧機(4PS) ・ダンプカー (堆肥運搬)	・作業日誌の記帳	
		〈その他〉	・GAP の実施	
		・日増体量を 0.8 kg以上 ・アニマルウェルフェアに対応し		
		た飼育スペースを確保 (5.2 m²/ 頭)		

営農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
		《資本装備》 ・豚舎・分娩豚舎・子豚舎 ・堆肥処理舎 ・スキッドステアローダー、浄化槽、豚衝器 ・蒸気消毒機、ダンプカー他 〈その他〉 ・種雌豚の経済寿命は3年6産、更新率30% 種雄豚は種雌豚10頭に1頭 ・豚舎構造 分娩・子豚舎は高床式肉豚舎はスノコ式 ・除糞はスクレーパー処理 ・糞は堆肥舎、尿は浄化槽で処理 ・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保(5.2 ㎡/		
		頭)		

営 農	経営	生 産 方 式	経営管理の	農業従事者
類型	規模		方法	の態様等
養豚	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記の記帳	休日制の導入
+	常時飼養頭数	・豚舎・分娩豚舎・子豚舎		
茶	種雌豚=80頭	• 堆肥処理舎	・経営と家計分離	・農繁期の臨時
(生葉)	茶=2.0h a	・スキッドステアローダー、浄化槽、		雇用者の確保
	(生葉)	豚衝器	・青色申告の実施	
		・蒸気消毒機、ダンプカー他		
		- ・摘採機 1台	• 気象、病害虫情報	
		・防霜ファン	の活用	
		・浅刈機 1台		
		・中刈機 1 台	ブランド化推進	
		・両面据刈機 2台		
		・肥料散布機 1台	・作業日誌の記帳	
		・動力噴霧機 1台		
		・モノラック 2台	・パソコンによる計	
		・トラック	数管理	
		• 倉庫兼作業場		
		・倉庫兼作業場 〈その他〉 ・養豚は種雌豚の経済寿命は3年6産、更新率30% 種雄豚は種雌豚10頭に1頭 ・豚舎構造分娩・子豚舎は高床式肉豚舎はスノコ式 ・除糞はスクレーパー処理 ・糞は堆肥舎、尿は浄化槽で処理 ・茶は独自の品種組み合わせによるブランド化 ・栽培技術改善による良質茶生産		

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の形態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に磐田市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、磐田市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	第四川におりる主要な呂長頬至に 生産方式	経営管理の方法	農業従事の
茶(平坦地)	<作付面積等> 茶 = 5.0ha うち借地 5.0ha <経営面積> 5.0ha	(資本装備> ・コンテナ式乗用型摘採機 (2戸共同利用) ・乗用型防除機 (2戸共同利用) ・乗用型複合管理機 (2戸共同利用) ・裾刈 ・協力 ・防霜ファン <その他> ・共同茶工場への生葉出荷	・複式簿記記帳 ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情 報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP 認証の取得	態様等 ・休日制の導入・農繁期の臨時雇用者の確保
水稲	<作付面積等> 水稲 =11ha <経営面積> 11ha	く資本装備> ・トラクター(45ps)、ロータリー・高速側条施肥田植機(6条) ・グレンタンク自脱コンバイン(3条) ・循環型乾燥機(40石、18石) ・作業場、乾燥調製施設、他 <その他> ・品種の組合せによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥一発肥料の使用	・複式簿記記帳 ・複ざと家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情 ・気象で活用 ・作業日誌の記帳 ・に場管理シス ムの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入
温室メロン	<作付面積等> メロン=0.27h a (年間 4.5 作) <経営面積> 0.06h a (育苗スペース 1a) (作業スペース 1 a)		・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製を中 心にした雇 用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
イチゴ	<作付面積等> イチゴ =0. 28h a	〈資本装備〉・ビニールハウス 1,400 ㎡ 2 棟・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車・高設栽培システム、炭酸ガス発生装置・小型ポット育苗システム・電照設備、動力噴霧機 〈その他〉・小型ポット育苗による省力栽培・高設栽培による収穫期間の延長・変温管理、補助電照等による草勢維持・雇用労力の有効活用・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製を中 心にした雇 用者の確保
トマト	<作付面積等> トマト =0.24h a	< 資本装備 > ・高軒高ハウス (低コスト対候性ハウス) 2,400 ㎡ 1棟 ・養液栽培システム・内部被覆装置、温風暖房機・ヒートポンプ・複合環境制御装置 < その他 > ・ハイワイヤー方式・雇用労力の有効活用・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製を中 心にした雇 用者の確保
ミニトマト	<作付面積等> ミニトマト =0.2ha	< 資本装備> ・ビニールハウス 1,000 ㎡ 2 棟 ・養液栽培システム ・内部被覆装置、温風暖房機 ・ヒートポンプ <その他> ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入 ・複合環境制御装置	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製を中 心にした雇 用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
中国野菜	<作付面積等> 中国野菜 =1.98h a (0.22ha×9 作) <経営面積> 0.22ha	<資本装備> ・ビニールハウス 1,100 ㎡ 2 棟 ・自動灌水装置、自動換気装置 ・包装機、予冷庫他 <その他> ・セル成型苗の購入 ・夏期の安定生産・品質向上 ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製に年 間雇用の確 保
シロネギ	<作付面積等> シロネギ =2.1ha <経営面積> 2.1ha	<資本装備> ・トラクター (20ps)、小型管理機 ・動力噴霧機 <その他> ・機械化一貫体系による生産 (農協育苗センター利用、定植 及び収穫機械利用、調整・選別 は集出荷センター利用)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情 報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入
エビイモ	<作付面積等> エビイモ =0.6ha <経営面積> 0.6ha	<資本装備> ・トラクター (30ps)、管理機、 ・動力噴霧機 <その他> ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・複営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製に年 間雇用の確 保
キャベツ	<作付面積等> キャベツ =2h a <経営面積> 2ha	<資本装備> ・トラクター (20ps)、管理機、動力噴霧機 <<その他> ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調製に年 間雇用の確 保

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・本市の特産品である海老芋、白ネギなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。
- ・このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度 を活用するとともに、農業委員会、遠州中央農業協同組合、農林事務所、県農業経営・就農支援セン ター、県青年農業者等育成拠点、県立農林環境専門職大学等と連携して研修・指導や相談対応等に取 り組む。
- ・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営や現役生産者のもとでの実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、 休日制、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。
- ・加えて、磐田市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。
- ・担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人 等の誘致活動に積極的に取り組む。

2 磐田市が主体的に行う取組

- ・本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林事務所 や遠州中央農業協同組合、県農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に 対する情報提供や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、 必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等 との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、農業を担う者 として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年 等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的 に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年

等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- ・本市は、県、農業委員会、遠州中央農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地・農業用施設及び機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
 - ①農業委員会、県農業会議及び農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、 農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - ②個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、 コミュニティづくりを行う。
 - ③遠州中央農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、雇用や農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。
 - ④県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業を実施するとともに、研修生への助言指導、青年農業者 組織の活動支援や交流促進の支援等を行う。
- 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- ・本市は、遠州中央農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、 就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及 び県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点へ情報提供する。
- ・農業を担う者の確保のため、遠州中央農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する 農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農 業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとす る者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会 等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地 の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

農用地の利用に占める 面積のシェアの目標	備考
8 0 %	

- (注) 1 「農用地の利用に占める面積のシェア」には基幹的農作業受託の面積も含む。
 - 2 目標年次は、おおむね10年後とする。
- (2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の利用権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- (1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

磐田市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んでいるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため磐田市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。

特に畑については、担い手の確保と合わせた農地の利用集積は急務であり、地域での合意形成 を図りながら市内担い手農業者や市内外の農地所有適格法人等への面的集積に努める。また、新 規就農者の参入を促進し、新たな担い手を確保する。長期的には、市内担い手農業者の経営力を更に強化し、経営能力のある新規就農者を多数育成することによって担い手確保を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

磐田市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、遠州中央農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

磐田市は、静岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤 強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定めら れた方向に即しつつ、磐田市農業の地域特性、即ち、水稲経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼 業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的 に取り組む。

磐田市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加・定着・経営発展に向けた取組
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場については、磐田北部地区、磐田東部地区、磐田西南地区、福田地区、 竜洋地区、豊田地区、豊岡地区の7地区に設置し、開催に当たっては、市の公報への掲載等により 周知を図る。

参加者については、農業者の代表者、農業委員、農地利用最適化推進委員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、遠州中央農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条に基づき、 農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第 2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の (ア) から (エ) までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあっては、(ア) 及び (エ) に掲げる要件のすべて) を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとするまたは所得を得ようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける 土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用する ため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組

合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第18条第2項第6号に規定 する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 磐田市長への確約書の提出や磐田市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者 がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において 備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 磐田市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 磐田市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めら

れるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の 基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定時期

- ① 磐田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 磐田市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の10日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 磐田市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、磐田市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 磐田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良 法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域 における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施 が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し 出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の40日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 磐田市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を 尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 磐田市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定めた場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けよう

とする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、磐田市は、農用地利用集積計画を 定めることができる。

④ 磐田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力がある かについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限 る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、 始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法、(当該利用権が 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合に あっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他 利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正 に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる 事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

磐田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の ①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借によ る権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

磐田市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を磐田市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

磐田市が(9)の規定による公告をした時は、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

磐田市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 磐田市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった 農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け た(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する ことができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農 用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的 に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその 法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 磐田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地

利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利 の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められる にもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 磐田市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を磐田市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 磐田市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- 3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項
- (1) 磐田市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成 に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業 の実施を推進する。
- (2) 磐田市、農業委員会、遠州中央農業協同組合は、農地中間管理機構が行う担い手への農地集積・ 集約化を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の 協力を行うものとする。
- 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1)農用地利用改善事業の実施の促進

磐田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

- (4)農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5)農用地利用規程の認定
 - ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及 び構成員につき法第23条1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号-1の 認定申請書を磐田市に提出して、農用地利用規程について磐田市の認定を受けることができる。
 - ② 磐田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が 当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである こと。
 - エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - ③ 磐田市は、②の設定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を磐田市の掲示 板への提示により公告する。
 - ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成すると言う観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業
 - 法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①に規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を

定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 磐田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行い たい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等 若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作 業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で 定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法12条第1項の認定に係 る農業経営改善計画とみなす。

(7)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 磐田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 磐田市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関して、農林事務所、農業委員会、遠州中央農業協同組合、農地中間管理機構(静岡県

農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、磐田市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

- 5 遠州中央農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

磐田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な 条件の整備を図る。

- ア 遠州中央農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 遠州中央農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ウ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権 の設定への移行の促進
- キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定 (2) 遠州中央農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

遠州中央農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

磐田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の能送等の改善に

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。その一つとして、独立就農を目指す新規就農者や農業所得を得ようとする者が参入しやすいよう小規模面積での利用権設定が受けられるものとする。備えるべき要件は第6の2(1)に準じ、利用権の存続期間は10年以下とする。ただし、その者が第6の2(5)④の手続きを行い、規模拡大を志向すれば更新することができるものとする。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加・定着・経営発展に向けた取組 市内の農業関係高校や農林環境専門職大学と就農のための情報を相互に共有し、農家後継者や農業 法人への就農希望者及び就業者の技術習得等を支援する。

また、就農希望者がその栽培技術や経営の知識等を習得し、市内での就農を促進するため、遠州中央農業協同組合や地域生産者と連携しての研修や人材育成に実績のある農地所有適格法人での研修を実施し、経営力のある農業者への育成を支援する。

さらに、新規就農者が、地域の話し合いを通じ、地域農業の中心となる経営体となるよう促進し、 農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用による初期の経営の安定を図る。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

磐田市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

磐田市は、農業委員会、農林事務所、遠州中央農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、 農地中間管理機構、県農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基 盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第 2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各 関係機関、団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画 において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効 率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、遠州中央農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、磐田市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成25年 7月29日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年 9月24日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 4年 2月24日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。

別紙1 (第6の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合。
 - ・・・改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- ○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用するための利用権の 設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことができると認められること。
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号若しくは第7号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
- ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第6の2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

TAME THE PORTER TO A TENTE OF THE PROPERTY OF					
①存続期間(又は残存期間)	② 賃借の算定の基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還		
1 存続期間は3年~10年	1 農地については、農地法第52条	1 借賃は、毎年農用	1 農用地利用集積計画にお		
(農業者年金制度関連の場	の規定により農業委員会から提供	地利用集積計画に	いては、利用権設定等促進事		
合は10年、開発して農用地	される賃借料情報等を十分考慮し、	定める日までに当	業の実施により利用権の設		
とすることが適当な土地に	当該農地の生産条件等を勘案して	該年に係る借賃の	定(又は、移転)を受ける者		
ついて利用権の設定等を行	算定する。	全額を一時に支払	は、当該利用権に係る農用地		
う場合は、開発してその効用	2 採草放牧地については、その採草	うものとする。	を返還するに際し民法の規		
を発揮する上で適切と認め	放牧地の近隣の採草放牧地の借賃	2 1の支払いは、賃	定により当該農用地の改良		
られる一定の期間)とする。	の額に比準して算定し、近傍の借賃	貸人の指定する農	のために費やした金額その		
ただし、利用権を設定する農	がないときは、その採草放牧地の近	業協同組合等の金	他の有益費について償還を		
用地において栽培を予定す	傍の農地について算定される借賃	融機関の口座に振	請求する場合その他法令に		
る作目の通常の栽培期間か	の額を基礎とし、当該採草放牧地の	り込むことにより、	よる権利の行使である場合		
らみて3年~10年とする	生産力、固定資産評価等を勘案して	その他の場合は、賃	を除き当該利用権の設定者		
ことが相当でないと認めら	算定する。	貸人の住所に持参	に対し名目のいかんを問わ		
れる場合には、3年~10年	3 開発して農用地とすることが適	して支払うものと	ず、返還の代償を請求しては		
と異なる存続期間とするこ	当な土地については、開発後の土地	する。	ならない旨を定めるものと		
とができる。	の借賃の水準、開発費用の負担区分	3 借賃を金銭以外	する。		
2 残存期間は、移転される利	の割合、通常の生産力を発揮するま	のもので定めた場	2 農用地利用集積計画にお		
用権の残存期間とする。	での期間等総合的に勘案して算定	合には、原則として	いては、利用権設定等促進事		
3 農用地利用計画において	する。	毎年一定の期日ま	業の実施により利用権の設		
は、利用権設定等促進事業の	4 借賃を金銭以外のもので定めよ	でに当該年に係る	定(又は移転)を受ける者が		
実施により設定(又は移転)	うとする場合には、その借賃は、そ	借賃の支払等を履	当該農用地の改良のために		
される利用権の当事者が当	れを金額に換算した額が、上記1か	行するものとする。	費やした金額又はその時に		
該利用権の存続期間(又は残	ら3までの規定によって算定され		おける当該農用地の改良に		
存期間)の中途において解約	る額に相当するように定めるもの		よる増加額について、当該利		
する権利を有しない旨を定	とする。		用権の当時者間で協議が整		
めるものとする。	この場合において、その金額以外		わないときは、当事者の双方		
	のもので定められる借賃の換算方		の申出に基づき磐田市が認		
	法については「農地法の一部を改正		定した金額又は増加額とす		
	する法律の施行について」(平成 13		る旨を定めるものとする。		
	年3月1日付け12経営第1153号				
	農林水産事務次官通知) 第6に留意				
	しつつ定めるものとする。				

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 賃借の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧	I の③に同じ	Iの④に同じ
	林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受		
	益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。		
	2 農業用施設用地については、その農業賃の額に比		
	準して算定し、近傍借賃途がないときは、その農業		
	用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の		
	額、固定資産税評価等を換案して算定する。		
	3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土		
	地については、Iの②の3と同じ。		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける 場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額	1の③に同じ。この場合におい	Iの④に同じ
	(共済金を含む。) から農業の経営に係る経費を	てIの③中の「借賃」とあるのは	
	控除することにより算定する。	「損益」と、「賃貸人」とあるの	
	2 1の場合において、受託経費の算定に当たっ	は「委託者(損失がある場合に	
	ては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務	は、受託者という。)」と読み替え	
	管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受	るものとする。	
	託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにす		
	るものとする。		

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準 ② 対価の支払方法 ③ 所有権の移転の時期 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞ 農地利用集積計画に定める所有権 農用地利用集積計画に定める所有権 れ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のため の移転の対価の支払期限までに所有 の移転の対価の支払期限までに対価の に農地を売却した者が、その農地に代わるべき農 権の移転を受ける者が所有権の移転 全部の支払いが行われたときは、当該 地の所有権を取得するため高額の対価により行 を行う者の指定する農業協同組合等 農用地利用集積計画に定める所有権の う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を の金融機関の口座に振り込むことに 移転の時期に所有権は移転し、対価の 除く。) の価額に比準して算定される額を基準と より、又は所有権の移転を行う者の住 支払期限までに対価の全部の支払いが し、その生産力等を勘案して算定する。 所に持参して支払うものとする。 行われないときは、当該所有権の移転 に係る農用地利用集積計画に基づく法 律関係は失効するものとする。